

## 子ども・子育て支援新制度の概要

## 1. 子ども・子育て支援新制度について

平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正））が成立し、「子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）」が平成 27 年度に本格施行される予定となっています。

新制度は幼児期の学校教育・保育や地域の子どもの子育て支援を総合的に進めていく新しい仕組みです。新制度では、市町村は、地域のニーズに基づき計画（「子ども・子育て支援事業計画」）を策定、給付・事業を実施することになります。

市では、平成 27 年度の新制度の本格施行に向けて、今年度、計画策定に向けたニーズ調査を行い、次年度に本市の実情をふまえた「下野市子ども・子育て支援事業計画」を策定していきます。

### 【子ども・子育て関連3法の趣旨とポイント】

#### ◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子どもの子育て支援を総合的に推進

#### ◆主なポイント

##### ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

- ・保護者（子ども）が利用する施設やサービスの種類によって、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれる。

##### ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

##### ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、学童保育室などの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

### 【子ども・子育て関連3法の目的】

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 待機児童解消に向けた保育の量的拡大・確保／子どもが減少傾向にある地域の保育支援
- 地域の子ども・子育て支援の充実

### 【子ども・子育て関連3法の概要】

#### ●基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

#### ●社会全体による費用負担

- ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

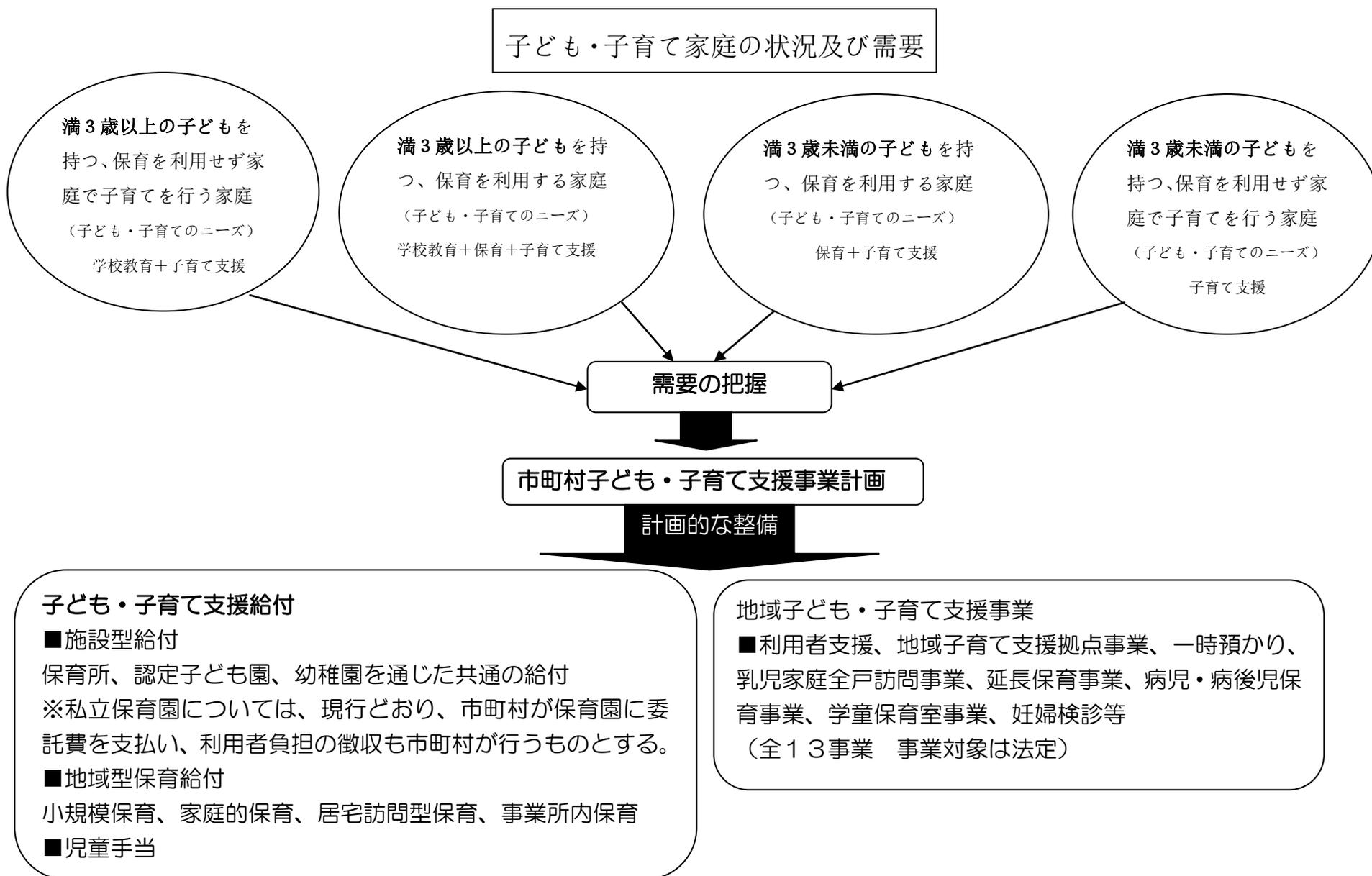
#### ●政府の推進体制

- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

#### ●子ども・子育て会議の設置

- ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務。

# 子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）



## 2. 下野市子ども・子育て支援事業計画について

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画（新制度の実施主体として全市町村で作成）

○市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」

### ①量の見込み

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を記載。

利用希望：市民の子ども・子育てに関する生活実態や要望、意見などを把握するためにニーズ調査を実施する。このニーズ調査は、住民基本台帳の中から小学校就学前（0歳～5歳）の児童 1,400 名を無作為に選び、その保護者を対象に調査を行う。

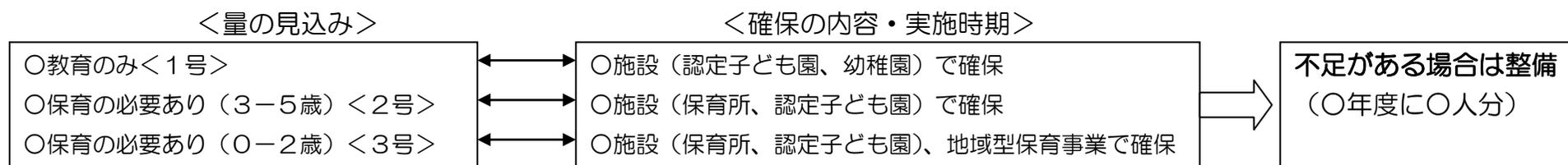
### ②確保の内容・実施時期

・幼児期の学校教育・保育について、施設（保育所、幼稚園、認定子ども園）、地域型保育事業による確保の状況を記載。

・ニーズ調査による量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要となる。

・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要となる。

(例)



### 3. どこが変わるのか

#### 3-1 子ども・子育て支援法に基づく給付

(1) 保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

##### ①. 施設型給付

○保育所、幼稚園、認定こども園を通じた共通の給付。教育・保育サービスのうち、保育所・幼稚園・認定こども園を利用する保護者に対して支給される給付をいう。これまで施設によってバラバラだった財政支援を、「施設型給付」で一本化することが狙い。

※私立保育園は、当分の間、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行う。（附則6条）

##### 【現行】

施設	認可保育所	幼稚園	認定こども園
財政措置	保育所運営費	私学助成 幼稚園就学奨励費	■ 保育所部分 保育所運営費 ■ 幼稚園部分 私学助成 幼稚園就学奨励費
利用者負担	所得に応じた費用徴収	施設によって異なる(事業者が定める金額)	



##### 【新制度】

施設	認可保育所	幼稚園	認定こども園
財政措置	施設型給付		
利用者負担	法律に基づき、利用者が一部負担		

※施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない申出を市町村に行った幼稚園に対しては、私学助成及び就園奨励費補助が継続される。

## ②. 地域型保育給付

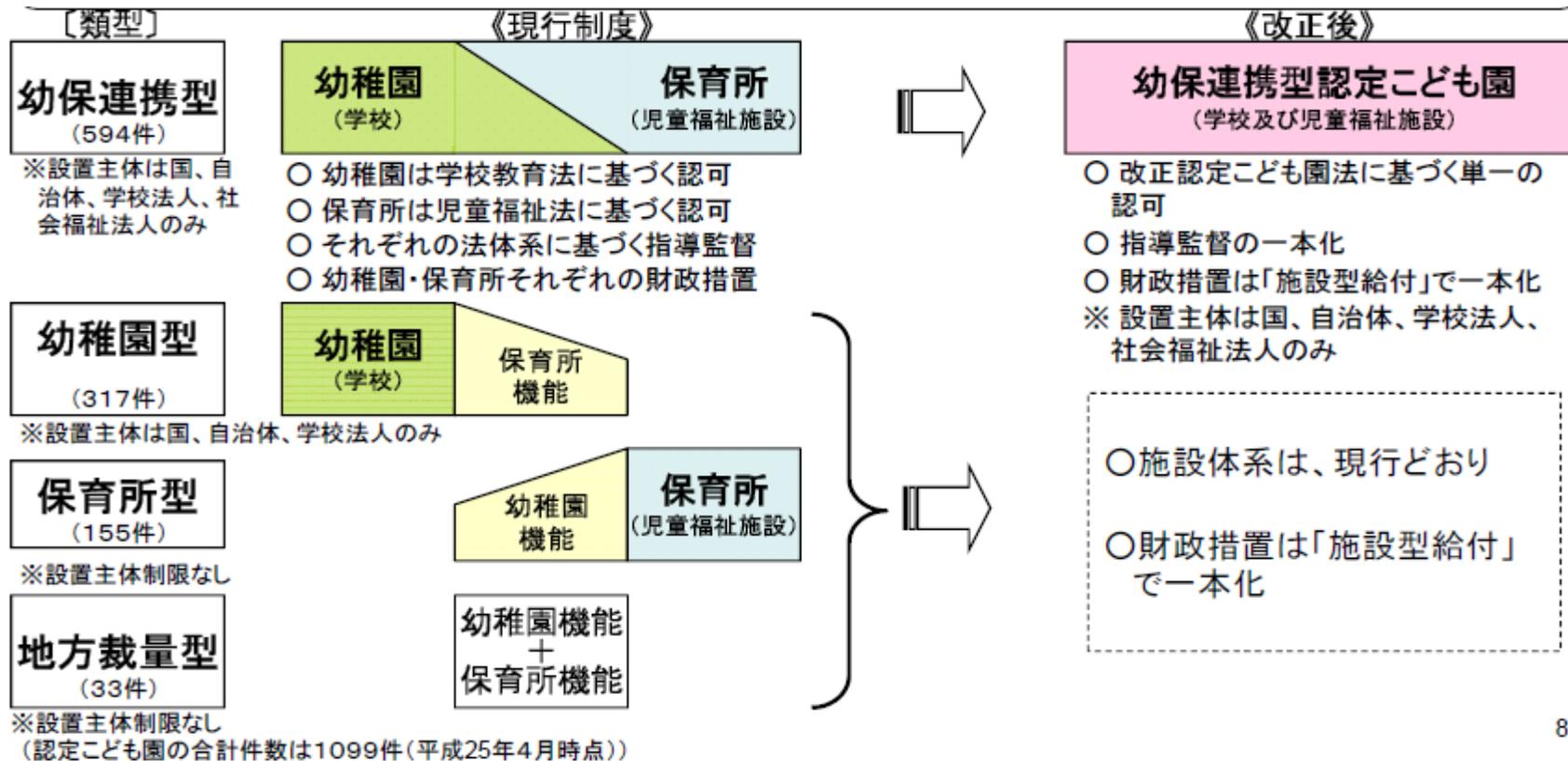
地域型保育事業（次の4事業）を利用する保護者に支給される給付。現在の家庭保育室は認可保育施設として「小規模保育」、「家庭的保育」に移行する予定。

- 小規模保育** 利用定員 6 人以上 19 人以下の、小規模な施設で保育サービスを行う。
- 家庭的保育** 利用定員 5 人以下の施設で、家庭的保育者の居宅その他の場所で保育サービスを行う
- 居宅訪問型保育** 保育を必要とする子どもの居宅での保育サービス(ベビーシッター)
- 事業所内保育** 従業員の子どもその他、地域において保育を必要とする子どもも対象にした保育サービス



### 3-2 認定こども園法の改正について

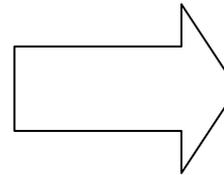
- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設  
(新たな「幼保連携型認定こども園」)
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化  
→ 消費税を含む安定的な財源を確保



現行制度・新制度における幼保連携型認定こども園の比較（私立の場合）

（現行制度）

	現行の幼保連携型 認定こども園
根拠法	【幼稚園部分】学校教育法 【保育所部分】児童福祉法 【認定こども園】認定こども園法
設置 主体等	【幼稚園】国、地方公共団体及び学校法人 （当分の間、学校法人以外の者が幼稚園を設置できる。（学校教育法附則第6条）） 【保育所】設置主体制限なし ※ 幼稚園・保育所からの移行は任意。
認可等 権者	【幼稚園部分】都道府県知事 【保育所部分】都道府県知事、指定都市市長、中核市市長 【認定こども園】認定権者：都道府県知事（又は教育委員会）
指導 監督	【幼稚園部分】閉鎖命令 【保育所部分】立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、 認可の取消し 【認定こども園】認定の取消し
基準	【幼稚園部分】幼稚園設置基準 【保育所部分】児童福祉施設最低基準
財政 措置	【幼稚園部分】私学助成（都道府県） 幼稚園就園奨励費補助（市町村） 【保育所部分】保育所運営費負担金（市町村）
利用者 負担	【幼稚園部分】施設が自由に設定 【保育所部分】市町村の関与の下、施設が設定（応能負担）



（新制度）

	新たな幼保連携型 認定こども園
	認定こども園法
	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 （既存の附則6条園の設置者について、経過措置あり） ※ 幼稚園・保育所からの移行は任意。
	都道府県知事（教育委員会が一定の関与） ※ 大都市（指定都市・中核市）に権限を移譲
	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、 閉鎖命令、認可の取消し
	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準
	施設型給付（市町村）が基本
	市町村が設定（応能負担） ※ 一定の要件の下、施設による上乗せ徴収が可能

## (1) 保育の必要性の認定

これまでは「保育に欠ける」判定と、保育所への入所の可否の決定を同時に行う仕組み。

新制度では、保育所への入所判定から独立した手続きとして、教育・保育を受けたいすべての保護者の申請に基づいて、市町村が、子ども1人1人について、「保育の必要性」の認定を、客観的基準に基づいて行うことになる。

認定を受けることで、保育の必要性の有無、保育の必要量など、子どもの状況に応じた認定内容が記載された認定証が交付されるため、原則として、保護者の方が、その認定証を持って、ニーズに応じた施設等の利用を申し込むことになる。

市町村には、認定された「保育の必要性の有無」や「保育の必要量」に応じて、ニーズに応じた施設や事業を探したり、**保育の選考**から外れた申請者に対し、**あっせん**や**施設に対する利用要請**などを行うことが制度化された。

### ○「保育の必要性」の認定基準(何をもって“保育の必要量”を測るのか?)

#### ■認定区分(子どもの年齢、及び、保育の必要量によって決定)

1号認定 : 3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前の子ども → 対象施設 : 幼稚園、認定子ども園

2号認定 : 満3歳以上の**保育の必要性の認定を受けた**、就学前の子ども → 対象施設 : 保育所、認定子ども園

3号認定 : 満3歳未満の**保育の必要性の認定を受けた**、就学前の子ども → 対象施設 : 保育所、認定子ども園、地域型保育事業

保育を必要とする子ども

#### ■「保育の必要性」の判断基準

①事由 : 保護者の労働、又は、疾病その他の内閣府で定める理由

②区分 : 長時間認定、又は、短時間認定の区分(保育の必要量)

③優先利用:ひとり親家庭や虐待の恐れのあるケースの子ども等

## (2)「保育の必要性」の認定について

### ①事由について

現行の「保育に欠ける」事由（児童福祉法施行令27条・再掲）

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ①昼間労働することを常態としていること（就労）
- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）
- ④同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）
- ⑥前各号に類する状態にあること。（その他）



新制度における「保育の必要性」の事由

○以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

#### ①就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。

#### ②妊娠、出産

#### ③保護者の疾病、障害

#### ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護

- ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

#### ⑤災害復旧

#### ⑥求職活動

- ・起業準備を含む

#### ⑦就学

- ・職業訓練校等における職業訓練を含む

#### ⑧虐待やDVのおそれがあること

#### ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

#### ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

## ②区分、「保育必要量」について

○現行制度の入所判定：長時間・短時間の区分は特に設けていないが、特に都市部の市町村では、それぞれにおいて定める判定基準上、「週〇日、1日当たり〇時間」といった区分を設定し、「保育に欠ける」事由の判定とともに優先度を決定している例が多い。



○新制度における保育認定：「長時間」（主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当）及び「短時間」（主にパートタイムの就労を想定）の2区分の保育必要量を設けることになる。

### <現行制度と新制度における「保育標準時間」及び「保育短時間」の比較イメージ>

	現行制度	新制度
対象児童	保育に欠ける児童	保育の必要性の認定を受けた児童
認定区分	1区分 ※A時間以上	2区分 ※保育標準時間 平均275時間/月(212時間超・292時間以下) 保育短時間 平均200時間/月(212時間以下)
保育料	応能負担 ※C円/月	応能負担 ※保育標準時間 C円/月 保育短時間 C円×一定割合/月
利用定員	一律 例)90名	保育標準時間と保育短時間に分けた定員設定も可能 例)保育標準時間:60名 保育短時間 :30名

〔保育標準時間、保育短時間の区分について〕

- 新制度においては、主にフルタイムの就労を想定した保育認定と、主にパートタイムの就労を想定した保育認定を行う。その際には、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから、大括りな2区分とする。
- 具体的には、両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定した「保育標準時間（利用）」、両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定した「保育短時間（利用）」の2区分とする。その場合の、「保育標準時間」の就労時間の下限は、1週当たり30時間程度とすることを基本とする。

保護者の就労形態	両親ともフルタイムで就労	両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労
区分	長時間利用＝ 保育標準時間（利用）	短時間利用＝ 保育短時間（利用）
時間数の枠	現行制度における保育所の開所時間である1日11時間までの利用に対応するものとして、 <u>1ヶ月当たり平均275時間（最大292時間・最低212時間）とする。</u>	原則的な保育時間である1日当たり8時間までの利用に対応するものとして、 <u>1ヶ月当たり平均200時間（最大212時間）とすることを基本とする。</u>

〔保育必要量のイメージ〕（一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合）



### 〔保育短時間認定における就労時間に係る下限の設定に当たっての考え方〕

- 保育短時間認定に係る範囲については、保護者の就労実態等を踏まえ、適切な保育の利用を通じて、子どもの健やかな成長を保障し、ひいては子どもの最善の利益を確保していく上で必要な水準を定める。
- 保育認定に当たっては、全国的な公平性の確保の観点からは、極力、収斂、一本化していくことが必要であり、その際、一時預かり事業で対応可能な短時間の就労は除き、フルタイムのほか、パートタイムなど、すべての就労形態に対応していくことを基本とする。
- 保育短時間の認定に当たっては、上記のパートタイムの形態で働いているケースを中心に対象とすることから、フルタイム労働よりも就労時間が短いことを前提に、一定の時間以上の就労について対象とする。
- フルタイム就労者は、「1週当たりの就労日数を週5日としていることが一般的と考えられること」、「1日当たりの就労時間を7時間以上としている事業所が大半であること」を踏まえ、この半分以上、就労していることを目安として設定する。

新制度における保育認定（保育短時間認定）に当たっての就労時間の下限については、現行制度における実態を踏まえ、**1ヶ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。**

### 〔現行制度との整合性〕

- 現行、就労時間の下限を「1ヶ月当たり48～64時間以上」以外に設定している市区町村においては、保育の量的確保等に時間を要すること等を考慮し、最大で10年間程度の経過措置期間を設け、対応することを可能とする。
- 現在、保育所に入所している児童については、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所することができる経過措置を講ずる。

### ③優先利用

現行制度の対応状況：○都市部においては、入所判定の各事由における優先度をつけた上で、同優先度上の調整指数として「ひとり親家庭」などについては加点して対応している例が多い。

○障害児保育など、受入施設・枠が設定されているような場合は、事実上、優先的に対応している。

新制度での対応方針：○待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点を踏まえ、調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。その際、優先的な受入が実際に機能するよう、地域における受入体制を確認し、事業計画に基づく提供体制の確保等を着実に実施していくことが必要。

○虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である措置制度も併せて活用することとする。

○それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用。

#### 「優先利用」の対象として考えられる事項

<p>①ひとり親家庭</p> <p>②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）</p> <p>③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</p> <p>④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</p> <p>⑤子どもが障害を有する場合</p> <p>⑥育児休業明け</p> <p>例）・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合</p> <p>・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合</p> <p>・1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合</p>	<p>⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合</p> <p>⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童</p> <p>※連携施設に関する経過措置</p> <p>⑨その他市町村が定める事由</p> <p>※このほか、選考の際に、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮することも考えられる。</p> <p>※また、市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子どもへの利用に当たって配慮することも考えられる。</p> <p>※併せて、放課後児童クラブの指導員等の子どもへの利用に当たって配慮することも考えられる。</p>
--	--

### (3) 本制度における行政が関与した利用手続き

- ①市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
- ②施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。
- ③契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に承諾義務を課す。
- ④入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準※に基づき、選考を行う。  
※ 保育の必要性の認定を受けた子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設置者が定める選考基準（選考方法）に基づき選考することを基本とする。
- ⑤ただし、私立保育所については、保育所における保育を行うため、市町村と利用者が契約し、私立保育所に対して委託費を支払うこととする。その際、保育料も市町村が徴収する。

### (4) 公的契約に関する市町村の関与

市町村は、適切な施設・事業が確実に利用できるよう以下の関与を行う。

#### ① 保育の必要性の認定を受けない子ども

- ア 保護者が選択した施設・事業者申し込むことを基本とする。市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。
- イ 特別な支援が必要な子どもなど、あっせん（市町村による、利用可能な施設との契約の補助）等による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、認定証の交付と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。

### (5) 保育の必要性の認定を受けた子ども

#### ①利用に当たっての支援、調整

- ア 市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。
- イ 市町村は、これまでの保育について担ってきた役割等を踏まえ、当分の間、利用者からの利用の申込みを受け、次のような対応を行う。
  - ・保育所での保育については、従来と同様、利用調整を行い、市町村と保護者が契約する。
  - ・特別な支援が必要な子どもなど、まず、優先利用の対象となる子どもについて、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん

等するほか、当該施設・事業者に対して当該子どもの利用の要請を行う。

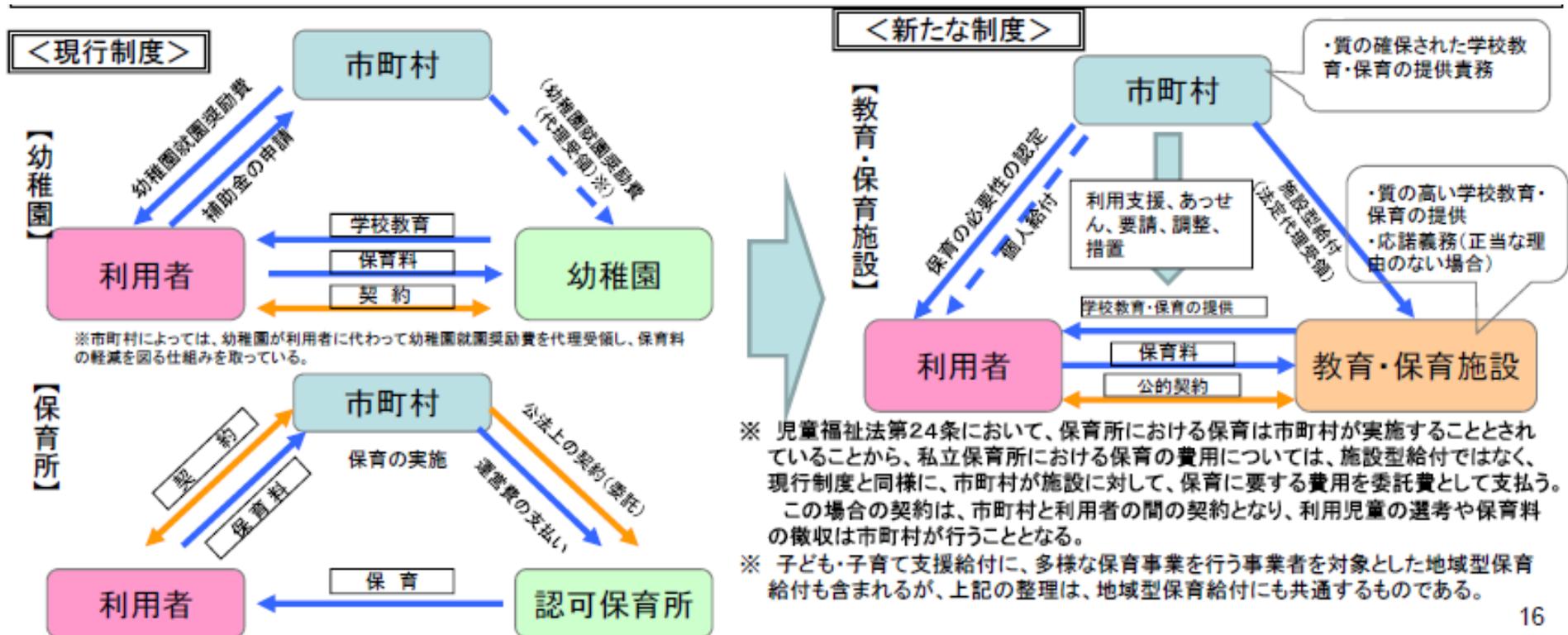
・それ以外の子どもについては、市町村に利用希望を提出し、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等するほか、当該施設・事業者に対して当該子どもの利用の要請を行う。

② 市町村による措置

ア 保育の利用が必要と判断されるにもかかわらず、虐待等により保護者が進んで保育の利用をしない場合など、契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合には、当該子どもについて、市町村が施設に対して措置する（措置による入所・利用）。

イ 上記の場合以外で、①のあっせん、要請等によっても利用できないなど、やむを得ない事由がある場合、市町村は、当該保護者の子どもについて、施設・事業に対して措置することができる。

(6) 現行制度と新制度



### 3-4 対象施設・事業の確認手続きについて

#### 【確認主体について】

- 給付の実施主体である市町村（基礎自治体）が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなす。

#### 【対象施設・事業について】

##### 〔法人格〕

- 教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。  
※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有さなくても給付の対象とする。
- 地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。

※教育・保育施設：認定こども園、幼稚園、保育所

※地域型保育事業者：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

小規模保育事業	利用定員が6～19名の保育を行う事業
家庭的保育事業	5人以下の保育を行う事業。原則、自宅で子ども3人を1人の保育ママが保育をするという形態
居宅訪問型保育事業	在宅保育でベビーシッターとして預かる事業
事業所内保育事業	主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

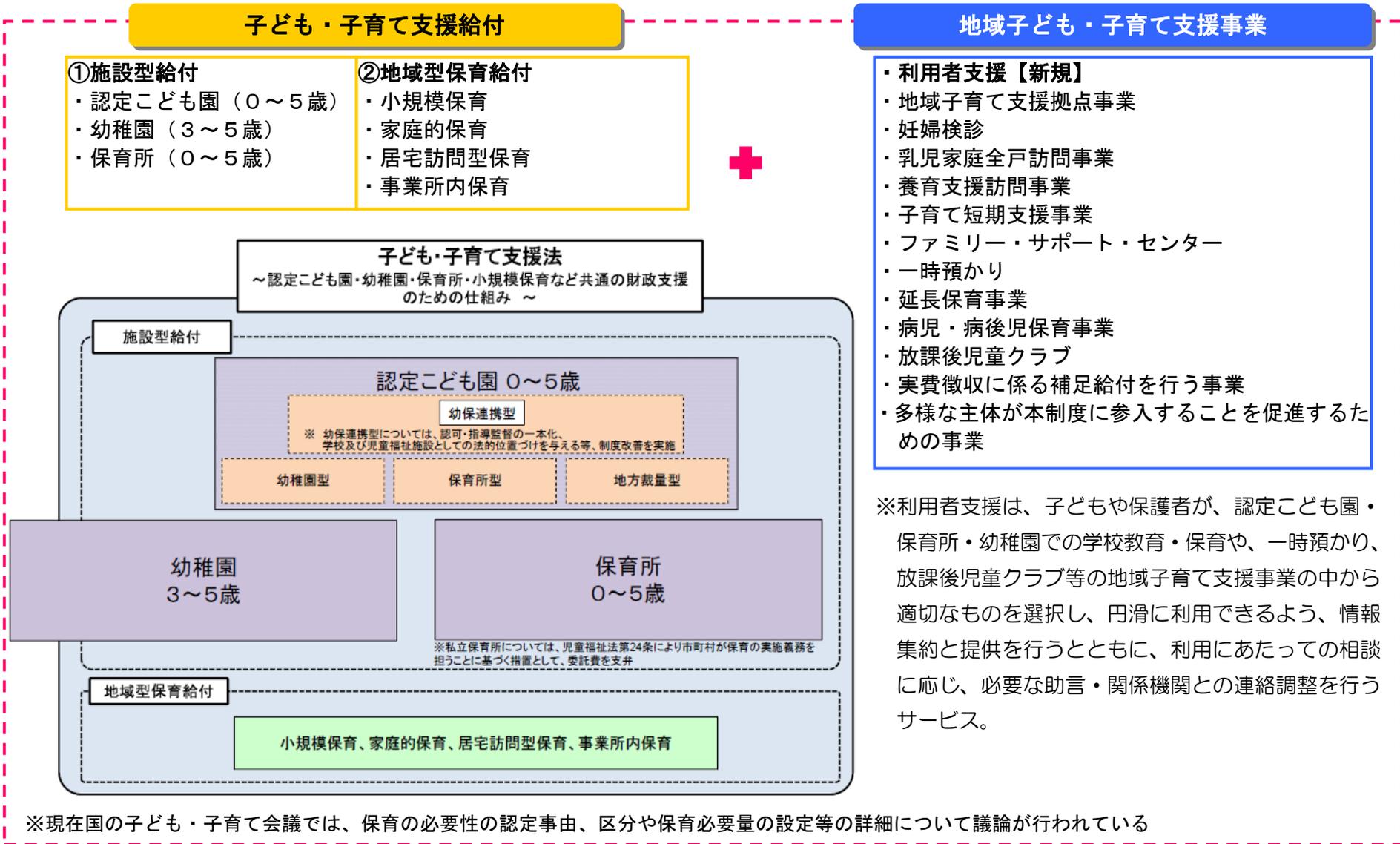
##### 〔基準の遵守〕

- 施設の設備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていることを求める。
- さらに、国が定める基準を踏まえ、区分経理など、対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う（立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、確認取消し等）。

##### 〔辞退〕

- 対象施設・事業としての地位を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。
- ただし、施設・事業自体から撤退するには、都道府県知事等の認可等を得なくてはならない。

(参考) 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像



子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。（子ども・子育て支援法19条等）

保育の必要性の認定に当たっては、国は、以下の3点について、認定基準を策定

①「事由」：保護者の労働又は疾病事由 ②「区分」：長時間認定又は短時間認定の区分（保育必要量）

③「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども

### 教育・保育の利用手続きの流れ（概要）

注意：今後どのような種別の施設が、いくつできるかは、施設の意向によるため未定。（全ての施設種別が、市内に必ずできることが保障されている訳ではない。）

※平成27年4月から新制度導入開始するためには新制度の利用申請は平成26年秋

